

平成20年度9月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 235,234 )	( )	( 235,234 )	
		243,084		243,084	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	( 1,517 )	( )	( 1,517 )
			37,407		37,407
		災 害 復 旧	( 17 )	( )	( 17 )
		3,551		3,551	
	国 直 轄	( 4,458 )	( )	( 4,458 )	
		16,632		16,632	
	C 国庫補助事業費	( 7,196 )	( 141 )	( 7,337 )	
		21,481	356	21,837	
D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 191,987 )	( )	( 191,987 )	
		235,606		235,606	
	運 営 費	( 25,178 )	( )	( 25,178 )	
		30,344		30,344	
E 単 県 行 政 施 策 費		( 39,050 )	( △ 140 )	( 38,910 )	
		95,758	△ 221	95,537	
一 般 会 計 の 計		( 504,637 )	( 1 )	( 504,638 )	
		683,863	135	683,998	
特 別 会 計 の 計					
		273,980	367	274,347	
合 計		( 504,637 )	( 1 )	( 504,638 )	
		957,843	502	958,345	
企 業 会 計 の 計					
		12,787		12,787	

( )は一般財源

平成20年度9月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	( 194,809 ) 206,785	( )	( 194,809 ) 206,785
企 画 振 興 部	( 9,005 ) 17,399	( )	( 9,005 ) 17,399
生 活 環 境 部	( 5,820 ) 6,387	( )	( 5,820 ) 6,387
保 健 福 祉 部	( 79,348 ) 90,815	( )	( 79,348 ) 90,815
産 業 労 働 部	( 8,536 ) 12,049	( )	( 8,536 ) 12,049
農 林 水 産 部	( 19,696 ) 45,285	( 1 ) 1	( 19,697 ) 45,286
土 木 部	( 17,527 ) 85,802	( )	( 17,527 ) 85,802
警 察 本 部	( 41,698 ) 46,266	( ) 134	( 41,698 ) 46,400
教 育 委 員 会	( 125,064 ) 169,931	( )	( 125,064 ) 169,931
諸 局	( 3,134 ) 3,144	( )	( 3,134 ) 3,144
合 計	( 504,637 ) 683,863	( 1 ) 135	( 504,638 ) 683,998

( )は一般財源

平成20年度9月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	264,949		264,949
地方消費税清算金		34,289		34,289
地方譲与税		4,339		4,339
地方特例交付金		2,978		2,978
地方交付税		147,000	1	147,001
交通安全対策特別交付金		900		900
分担金及び負担金		7,100		7,100
使用料及び手数料		10,396		10,396
国庫支出金		76,024	174	76,198
財産収入		2,512		2,512
寄附金		5		5
繰入金		25,326		25,326
諸収入		16,839		16,839
県	債	91,206	△ 40	91,166
合	計	683,863	135	683,998

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会	費	1,647		1,647
総務	費	52,246		52,246
民生	費	77,968		77,968
衛生	費	13,162		13,162
労働	費	1,319		1,319
農林水産業	費	44,219	1	44,220
商工	費	10,396		10,396
土木	費	85,101		85,101
警察	費	46,266	134	46,400
教育	費	180,826		180,826
災害復旧	費	3,758		3,758
公債	費	103,922		103,922
諸支出金		62,833		62,833
予備費		200		200
合	計	683,863	135	683,998

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

提案課 総務部総務学事課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 次の条例において用いられている民法第三十四条の規定により設立された法人という用語を一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に改める。</p> <p>(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(2) 岡山県税条例</p> <p>(3) 岡山県循環型社会形成推進条例</p> <p>(4) 岡山県立自然公園条例</p> <p>2 次の条例において用いられている社団法人又は財団法人の名称について、規定の整備を行う。</p> <p>(1) 岡山県職員給与条例</p> <p>(2) 岡山県税条例</p> <p>(3) 岡山県文化振興基金条例</p> <p>(4) 岡山県造林事業等特別会計条例</p> <p>(5) 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金条例</p> <p>3 次の条例において引用する公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に改める。</p> <p>(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(2) 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>4 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名を公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改める。</p> <p>5 その他規定の整備を行う。</p>
提案理由	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、民法第三十四条の規定により設立された法人という用語を一般社団法人又は一般財団法人に改める等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第二十一条の三第二号中「財団法人岡山県職員互助会」の下に「(昭和四十四年八月十九日に財団法人岡山県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人岡山県教育職員互助組合」の下に「(同月一日に財団法人岡山県教育職員互助組合という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人岡山県警察職員互助会」の下に「(昭和四十九年五月四日に財団法人岡山県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第二条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第二条第一項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「基本金その他これに準ずるものを出資している」を「財産を拠出している」に改め、同項第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「出資者」を「財産を拠出し、」に改め、「又は寄附行為」を削り、「出資している」を「財産を拠出している」に改める。

(岡山県税条例の一部改正)

第三条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の二第二項中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第百六条第二項中「及び民法第三十四条の規定により設立された法人」を「又は公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

附則第二十五条第一項中「第二十九条第二項」の下に「及び第百六条第二項」を加える。

(岡山県文化振興基金条例の一部改正)

第四条 岡山県文化振興基金条例(昭和五十五年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された」を

「とする」に改め、「財団法人岡山県郷土文化財団」の下に「（昭和五十四年十月二十六日に財団法人岡山県郷土文化財団という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（岡山県循環型社会形成推進条例の一部改正）

第五条 岡山県循環型社会形成推進条例（平成十三年岡山県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（岡山県立自然公園条例の一部改正）

第六条 岡山県立自然公園条例（昭和四十八年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項中「第三条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

第二十六条第一項中「として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（岡山県造林事業等特別会計条例及び岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金条例の一部改正）

第七条 次に掲げる条例の規定中「社団法人おかやまの森整備公社」の下に「（昭和四十年四月一日に社団法人岡山県林業公社という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

一 岡山県造林事業等特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第八号）第一条

二 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金条例（平成十一年岡山県条例第五十三号）第一条

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第八条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の項中ナを削り、ネをナとし、ツの次に次のように加える。

— ネ 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等 —

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第九条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第十六条の三の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条中「公益法人等に」を「公益的法人等に」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(岡山県税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が所有する自動車に係る自動車税については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に改める。

一 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)第二条第一号

二 岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)第三条第五号

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、民法第三十四条の規定により設立された法人という用語を一般社団法人又は一般財団法人に改める等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

命権者は、職員<sup>の</sup>給与<sup>の</sup>支給<sup>に</sup>際<sup>して</sup>その<sup>給与</sup>から<sup>次</sup>に<sup>掲</sup>げる<sup>も</sup>の<sup>額</sup>に<sup>相</sup>当<sup>す</sup>る<sup>額</sup>を<sup>控</sup>除<sup>す</sup>る<sup>こ</sup>と<sup>が</sup>可<sup>能</sup>である。

一 略

二 財団法人岡山県職員互助会（昭和四十四年八月十九日に財団法人岡山県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）  
、財団法人岡山県教育職員互助組合（同月一日に財団法人岡山県教育職員互助組合という名称で設立された法人をいう。）  
及び財団法人岡山県警察職員互助会（昭和四十九年五月四日に財団法人岡山県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）の掛金及び貸付金の償還金

三・四略

命権者は、職員<sup>の</sup>給与<sup>の</sup>支給<sup>に</sup>際<sup>して</sup>その<sup>給与</sup>から<sup>次</sup>に<sup>掲</sup>げる<sup>も</sup>の<sup>額</sup>に<sup>相</sup>当<sup>す</sup>る<sup>額</sup>を<sup>控</sup>除<sup>す</sup>る<sup>こ</sup>と<sup>が</sup>可<sup>能</sup>である。

一 略

二 財団法人岡山県職員互助会、財団法人岡山県教育職員互助組合及び財団法人岡山県警察職員互助会の掛金及び貸付金の償還金

三・四略



岡山県職員給与条例新旧対照表（第一条関係）

新

（通勤手当）

第十一条 1〜4略

5 前項の規定は、岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第三条第一号に規定する派遣職員（同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（次条第三項及び第十三条の三第二項において「岡山県公営企業職員等」という。）から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6〜9略

（給与からの控除）

第二十一条の三 地方公務員法第二十五条第二項の規定により、任

旧

（通勤手当）

第十一条 1〜4略

5 前項の規定は、岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第三条第一号に規定する派遣職員（同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（次条第三項及び第十三条の三第二項において「岡山県公営企業職員等」という。）から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6〜9略

（給与からの控除）

第二十一条の三 地方公務員法第二十五条第二項の規定により、任

公益法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定により、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 任命権者は、次に掲げる公益的法人等（法第二条第一項に規定する公益的法人等をいう。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人のうち、県が財産を拠出している法人又はこれらに準ずる法人で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人のうち、すべての都道府県若しくは市町村が財産を拠出し、若しくは会員（当該法人の定款に定められているものに限る。）となつている法人、法第二条第一項第四号に規定する団体の代表者が財産を拠出している法人又はこれらに準ずる法人で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>三 五略</p> <p>2・3 略</p>	<p>公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定により、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 任命権者は、次に掲げる公益法人等（法第二条第一項に規定する公益法人等をいう。）との間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人のうち、県が基本金その他これに準ずるものを出資している法人又はこれらに準ずる法人で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>二 民法第三十四条の規定により設立された法人のうち、すべての都道府県若しくは市町村が出資者若しくは会員（当該法人の定款又は寄附行為に定められているものに限る。）となつている法人、法第二条第一項第四号に規定する団体の代表者が出資している法人又はこれらに準ずる法人で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>三 五略</p> <p>2・3 略</p>

（おいて同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百三十一條第一項の規定により整備法第四十五條の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十九條第二項及び第六百六條第二項の規定を適用する。

2  
5  
7  
略

（おいて同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百三十一條第一項の規定により整備法第四十五條の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十九條第二項の規定を適用する。

2  
5  
7  
略

新	旧
<p>第七十六条の二 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項に規定する国民体育大会の予選会及び財団法人日本ゴルフ協会（昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）が主催する競技会その他の競技力の向上に資するために行われる競技会で規則で定めるもの（以下この条において「国民体育大会の予選会等」という。）の出場選手（規則で定める者を除く。）のゴルフ場の利用（当該国民体育大会の予選会等の競技（公式練習を含む。）として利用する場合に限る。）に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金（規則で定める金額を加算した金額とする。次項において同じ。）が当該国民体育大会の予選会等が開催されるゴルフ場の通常の利用料金に比較して百分の二十以上軽減されて定められている場合限り、第七十五条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の二分の一とする。</p> <p>2・3略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第六十六条 1略</p> <p>2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、その業務の用に供するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税の課税を免除する。</p> <p>一 四略</p> <p>3 五略</p> <p>附則</p> <p>（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）</p> <p>第二十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項（整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までに</p>	<p>第七十六条の二 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項に規定する国民体育大会の予選会及び財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会その他の競技力の向上に資するために行われる競技会で規則で定めるもの（以下この条において「国民体育大会の予選会等」という。）の出場選手（規則で定める者を除く。）のゴルフ場の利用（当該国民体育大会の予選会等の競技（公式練習を含む。）として利用する場合に限る。）に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金（規則で定める金額を加算した金額とする。次項において同じ。）が当該国民体育大会の予選会等が開催されるゴルフ場の通常の利用料金に比較して百分の二十以上軽減されて定められている場合限り、第七十五条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の二分の一とする。</p> <p>2・3略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第六十六条 1略</p> <p>2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）及び民法第三十四条の規定により設立された法人が所有する自動車で、その業務の用に供するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税の課税を免除する。</p> <p>一 四略</p> <p>3 五略</p> <p>附則</p> <p>（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）</p> <p>第二十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項（整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までに</p>

岡山県文化振興基金条例新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>（運用益金の処理）            第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（第六条において「予算」という。）の定めるところにより、第一条の活動を行うことを目的とする財団法人岡山県郷土文化財団（昭和五十四年十月二十六日に財団法人岡山県郷土文化財団という名称で設立された法人をいう。）の活動を助成する経費の財源に充てるものとする。</p>	<p>（運用益金の処理）            第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（第六条において「予算」という。）の定めるところにより、第一条の活動を行うことを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てるものとする。</p>

岡山県循環型社会形成推進条例新旧対照表（第五条関係）

新	旧
<p>（岡山県循環資源総合情報支援センター）</p> <p>第三十条 知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められるものを、その申請により、本県に一を限つて、岡山県循環資源総合情報支援センター（以下「情報支援センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（岡山県循環資源総合情報支援センター）</p> <p>第三十条 知事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、本県に一を限つて、岡山県循環資源総合情報支援センター（以下「情報支援センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>(特別地域)</p> <p>第十三条 1～7略</p> <p>8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては、第三項第十号に規定する植物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>(公園管理団体の指定)</p> <p>第二十六条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4略</p>	<p>(特別地域)</p> <p>第十三条 1～7略</p> <p>8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第三条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては、第三項第十号に規定する植物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>(公園管理団体の指定)</p> <p>第二十六条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4略</p>

岡山県造林事業等特別会計条例新旧対照表（第七条第一号関係）

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、県営造林事業及び社団法人おかやまの森整備公社（昭和四十年四月一日に社団法人岡山県林業公社という名称で設立された法人をいう。）の行う森林の公益的機能の維持増進事業に対する支援事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、県営造林事業及び社団法人おかやまの森整備公社の行う森林の公益的機能の維持増進事業に対する支援事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p>



岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金条例新旧対照表（第七条第二号関係）

<p>新</p>	<p>（設置及び目的）          第一条 県土の保全や水資源のかん養等森林の公益的機能に配慮しながら多様な森林の整備を推進し、農山村経済の振興を図るため、その中核的役割を担う社団法人おかやまの森整備公社（昭和四十年四月一日に社団法人岡山県林業公社という名称で設立された法人をいう。）の経営を改善し、将来にわたり健全な経営を確保することを目的として、岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>旧</p>	<p>（設置及び目的）          第一条 県土の保全や水資源のかん養等森林の公益的機能に配慮しながら多様な森林の整備を推進し、農山村経済の振興を図るため、その中核的役割を担う社団法人おかやまの森整備公社の経営を改善し、将来にわたり健全な経営を確保することを目的として、岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第八条関係）

新		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
一〇七十略	市町村	一〇七十略	市町村
七十一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ツ略 ネ 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等 ナ 略 ラ コ略	備前市 真庭市	七十一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ツ略 ネ 法第五十一条第二項及び第三項の規定による意見の陳述等 ナ 略 ラ コ略	備前市 真庭市
七十二〇八十八略		七十二〇八十八略	

新

（単身赴任手当）  
 第五条の二 1略

2 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号。第十六条の三において「派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（第六条の三第二項において「給与条例適用職員等」という。）から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（公益的法人等に派遣された職員の給与）  
 第十六条の三 職員が派遣条例第二条第一項の規定により同項に規定する公益的法人等に派遣され、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第六条第二項に規定する業務に従事するときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。

旧

（単身赴任手当）  
 第五条の二 1略

2 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号。第十六条の三において「派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（第六条の三第二項において「給与条例適用職員等」という。）から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（公益法人等に派遣された職員の給与）  
 第十六条の三 職員が派遣条例第二条第一項の規定により同項に規定する公益法人等に派遣され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第六条第二項に規定する業務に従事するときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	平成20年9月8日に在職する知事の同日を含む任期に係る退職手当の額について、100分の20に相当する額を減額することとする。
改正理由	知事の退職手当の支給に係る全国状況及び本県の財政状況等を総合的に勘案し、知事の退職手当の特例措置を講ずる必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

- 3 平成二十年九月八日に在職する知事の同日を含む任期に係る退職手当の額は、特別職の職員等の退職手当に関する条例（昭和五十五年岡山県条例第十三号）第三条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

知事の退職手当の支給に係る全国状況及び本県の財政状況等を総合的に勘案し、知事の退職手当の特例措置を講ずる必要がある。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(知事の給与の特例)</p> <p>第一条 1・2略</p> <p>3 平成二十年九月八日に在職する知事の同日を含む任期に係る退職手当の額は、特別職の職員等の退職手当に関する条例(昭和五十五年岡山県条例第十三号)第三条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(知事の給与の特例)</p> <p>第一条 1・2略</p>

## 公立大学法人岡山県立大学の業務の実績に 関する評価結果について

公立大学法人岡山県立大学の平成19年度における業務の実績に関する評価結果について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定により岡山県地方独立行政法人評価委員会から報告を受けたので、同条第5項の規定に基づき、報告する。

### （参考）

#### 地方独立行政法人法抜粋

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
  - 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
  - 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

## 1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 総社市窪木111番地 公立大学法人岡山県立大学 理事長 三宮 信夫
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 12,091,632,943円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成24年度
- (6) 目的及び業務

### ア 目的

公立大学法人岡山県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とする。

この理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

### イ 業務

- (ア) 岡山県立大学を設置し、これを運営すること。
- (イ) すべての学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談など学生生活に関する相談その他の援助を行うこと。
- (ウ) 民間企業や試験研究機関等との間の共同研究や受託研究、技術指導等を実施するなど、法人以外の者と連携して教育研究活動の推進に取り組むこと。
- (エ) 地域社会に貢献するため、公開講座を開設する等、地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (オ) 前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

## 2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

## 3 評価の対象

平成19年度における公立大学法人岡山県立大学の中期計画（平成19年度から24年度）の進捗状況



#### 4 評価の趣旨及び評価者

##### (1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人岡山県立大学（以下「県立大学」という。）が、十分な向上心のもと他の大学の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

##### (2) 評価委員会

委員名	氏名	役職	等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨペット（株）取締役社長	
委員	江尻 博子	岡山県商工会議所女性会連合会会長 （株）岡山スポーツ会館代表取締役社長	
委員	小川 洋	公認会計士	
専門委員 （大学関係）	小池 将文	川崎医療福祉大学副学長	
専門委員 （大学関係）	高木 孝子	ノートルダム清心女子大学学長	

（委員名順、50音順）

#### 5 評価方法の概要

##### (1) 評価基準

公立大学法人岡山県立大学の業務の実績に関する評価の実施基準

##### (2) 評価の手法

公立大学法人岡山県立大学の自己評価の結果を活用する間接評価方式

## 6 評価結果

### (1) 総合的な評定

評価委員会は、県立大学が公立大学法人岡山県立大学の業務の実施基準により自己評価し提出した「平成19年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とし、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成することとしている。

平成19年度は、法人化初年度にあたり、理事長を中心とした機動的・戦略的な運営体制の確立のため、高い目標を掲げ、その達成に向けた基盤整備に努力している姿勢が伺えた。

特に、教職員の配置では、法人化に伴い制定された「教員選考規程」に基づき、従来の教授会主体から人事委員会主体の教員選考を行い、また、教育の実施体制では、全教員が授業を公開し参観するなど、教員の個別性・独自性を考慮した授業能力の向上を図っている。教員研究費の配分においては、学長が査定・交付する体制を強化するなど、教職員の意識改革を推進する執行体制を採り入れたことが認められた。これらは、理事長の強力なリーダーシップのもと、旧執行体制と決別するための再三の議論を経て実現されたもので、評価委員会として積極的に評価するものである。

また、人事の適正化では、教員の採用において全ての職に任期制を採り入れるなど、多様な知識や経験を有する教員の交流により教育研究の活性化に着手するとともに、外部資金の獲得では前年度比で相当の増額が図られている。さらに、学生に対する支援では、各種国家試験での高い合格率の達成や、きめ細かい相談体制の構築などが推進されていることが認められる。

しかしながら、大学業務全般に精通している専門職員の採用の検討、岡山ILOとの連携活動等の一部業務で、さらなる努力が必要とされたものもあった。

また、平均的な評価に終わった業務も見受けられたところで、これは、県立大学が最小項目210項目を含む自己評価等において、自ら厳しく誠実に評価し、法人化を契機に大学改革を積極的に進めている過程での、崇高な理念に基づくものとも考えられる。

以上全体として、法人化初年度の平成19年度は、県立大学が法人化のメリットを活かし、これまで培ってきた成果のもと特色・強みを打ち出している状況が十分見受けられたことから、業務の実績における中期計画の進捗は概ね順調と評定する。

なお、評価委員会としては、大学全入時代及び少子化時代の到来の中、県立大学が学内外での競争と協働を一層推進し、厳しい大学経営に戦略的に対応することを期待するものである。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

II 大学の教育研究等の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

法人化により理事長のリーダーシップを活かした取り組みがスタートし、着実に期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

145項目

② 特筆すべき項目

【教育】

- ・ 学部教育での国家試験合格率で、本年度は目標設定時の現状より向上する結果を得ている。
- ・ 教育課程のうち全学教育科目では、特にコミュニケーション科目のシラバスを統一し授業内容の同質化を図った。

- ・ 全教員が相互に授業を公開・参観する相互授業参観を初めて実施し成果を上げた。

- ・ インターシップをはじめ、キャリア教育に関して、各学科とも、それぞれの目標、状況に適合した取り組みが行われた。例えば、保健福祉学部が実施する現代G.P「実践的チームガバナビリティ演習」では受講生にこれまでの授業にない強い印象を与えた。

【学生への支援】

- ・ 平成19年度の就職率は保健福祉学部98.4%、情報工学部100%及びデザイン学部94.6%（平成19年度未現在）で前年度に比べ良好である。

【研究】

- ・ 研究者として、研究水準や教員のレベル向上を図るために、各学部において努力は認められるが、全ての学部において成果が上がり将来に向けた展望が開けているとは言い難く、学部によりその差異が見受けられる。

【地域貢献】

- ・ 地域共同研究機構産学官連携推進センターでは、従来の学域を超えた新たな融合研究プロジェクトを育成支援する組織「領域」が設置され、5領域7プロジェクトが推進された。産学官による協働研究会では、学長主導による予算措置がなされ「酢の機能性活用コンソーシアム」及び「玄徳茶研究会」等が組織された。
- ・ 移動型情報発信基地「アクティブキャンパス」は、本年度からこの事業に予算措置を施して実施した結果、90件を超える事業が行われた。

## 【国際交流】

- ・国際交流協定では、新たに中国四川大学及び南昌大学と学術交流協定を締結した。
- ・デザイン学部長が、内蒙古大学芸術学院開学50周年記念式典に招聘され、本学デザイン学部卒業制作展覧会を開催し、その際協定について打合せを行った。

## III 業務運営の改善及び効率化

### ア 評定

中期計画の進捗状況は概ね順調

### イ 理由

法人化初年度として、運営の基盤となる各種組織体制や規程等の整備が図られ、人事面では任期制の採用などこれまででない制度の構築に努めた。

### ウ 評価した項目

#### ① 項目数

32項目

#### ② 特筆すべき項目

- ・教職員の人事において、任期制の導入などを新たに図った。
- ・教職員の意欲向上を図るため、教育研究費固定配分額を除くほとんどすべての研究費へ申請・審査を経て決定するシステムを構築し配分を行った。

## IV 財務内容の改善

### ア 評定

中期計画の進捗状況は概ね順調

### イ 理由

経費の抑制及び財務の改善に努める中、外部研究費の獲得による自己収入の増加が認められた。

### ウ 評価した項目

#### ① 項目数

22項目

#### ② 特筆すべき項目

- ・文部科学省科学研究費補助金での新規採率は、開学以来の最高値で公立大学の中で2位（全国で25位）を達成した。
- ・産官学連携推進センターを中心とした活動により、共同研究費、受託研究費等外部資金獲得に努めた結果、共同研究23件、受託研究21件、教育

研究奨励金に係る研究32件を獲得し、3事業合計で目標件数を上回った。さらに、受託研究では、前年度比約5千万円の増額で、伸び率は、51.5. 6%を達成した。

・予算決算においては、県立大学の職員が一丸となって危機意識も持って積極的な経費抑制及び効率的執行に努めた結果、約29千万円の剰余金が発生した。

#### V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供

##### ア 評定

中期計画の進捗状況は概ね順調

##### イ 理由

認証評価に向けた取り組みが行われている。

##### ウ 評価した項目

① 項目数

5項目

② 特筆すべき項目

- ・新規に教育研究者総覧及び大学概要2007を発行するなど、認証評価の受審を視野に入れた自己点検評価の準備に努めた。
- ・平成21年度に大学評価・学位授与機構から認証評価を受けることとし、学内設置の評価委員会において、そのスケジュール及び役割分担を定めた。

#### VI その他業務運営に関する重要事項

##### ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

##### イ 理由

施設・設備の改善に向けた取り組み、人権に関する取り組みなど研鑽に努めた。

##### ウ 評価した項目

① 項目数

6項目

② 特筆すべき項目

- ・教職員を対象として、女性弁護士によるハラスメント防止の研修会を開催した。

- (3) 評価結果等の業務運営への活用状況  
該当無し
- (4) 公立大学法人岡山県立大学に対する報告等  
該当無し

平成19年度公立大学法人岡山県立大学事業実績書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県立大学事業	<p>1 大学の教育研究等の質の向上</p> <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部教育での国家試験合格率で、本年度は目標設定時の現状より向上する結果を得ている。</li> <li>・教育課程のうち全学教育科目では、特にコミュニケーションを強化し、全学部必修である英語科目のシラバスを統一し授業内容の同質化を図った。</li> <li>・全教員が相互に授業を公開・参観する相互授業参観を初めて実施し成果を上げた。</li> </ul> <p>【学生への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度の就職率は保健福祉学部98.4%、情報工学部100%及びデザイン学部94.6%（平成19年度未現在）で前年度に比べ良好である。</li> </ul> <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者として、研究水準や教員のレベル向上を図るために、各学部において努力は認められるが、全ての学部において成果が上がり将来に向けた展望が開けているとはいえず、学部によりその差異が見受けられる。</li> </ul> <p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共同研究機構産学官連携推進センターでは、従来の学域を超えた新たな融合研究プロジェクトを育成支援する組織「領域」が設置され、5領域7プロジェクトが推進された。産学官による協働研究会では、学長主導による予算措置がなされ「酢の機能性活用ワークショップ」及び「玄徳茶研究会」等が組織された。</li> <li>・移動型情報発信基地「アクトイブキヤンパス」は、本年度からこの事業に予算措置を施して実施した結果、90件を超えている事業が行われた。</li> </ul> <p>【国際交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協定では、新たに中国四川大学及び南昌大学と学術交流協定を締結した。</li> <li>・デザイン学部長が、内蒙古大学芸術学院開学50周年記念式典に招聘され、本学デザイン学部卒業制作展覧会を開催し、その際協定について打合せを行った。</li> </ul> <p>2 業務運営の改善及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の人事において、任期制の導入などを新たに図った。</li> <li>・教職員の意欲向上を図るため、教育研究費固定配分額を除くほとんどすべての研究費へ申請・審査を経て決定するシステムを構築し配分を行った。</li> </ul> <p>3 財務内容の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省科学研究費補助金での新規採択率は、開学以来の最高値で公立大学の中で2位（全国で25位）を達成した。</li> <li>・産学官連携推進センターを中心とした活動により、共同研究費、受託研究費等外部資金獲得に努めた結果、共同研究23件、受託研究21件、教育研究奨励寄付金に係る研究32件を獲得し、3事業合計で目標件数を上回った。さらに、受託研究では、前年度比約5千万円の増額で、伸び率は515.6%を達成した。</li> <li>・予算決算においては、県立大学の職員が一丸となって積極的に経費抑制及び効率的執行に努めた結果、約29千万円の剰余金が発生した。</li> </ul> <p>4 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に教育研究者総覧及び大学概要2007を発行するなど、認証評価の受審を視野に入れた自己点検評価の準備に努めた。</li> </ul> <p>5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員を対象として、女性弁護士によるハラスメント防止の研修会を開催した。</li> </ul>	3,644,829

平成19年度公立大学法人岡山県立大学貸借対照表及び損益計算書

1 貸借対照表

平成20年 3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科	目	科	目
金額		金額	
資産の部		負債の部	
1 固定資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		資産見返負債	
土地		長期寄附金	1,661,435,494
建物	3,962,416,334	固定負債	210,827,782
構築物	5,632,721,794	流動負債	1,872,263,276
機械	211,349,477	運営費交付金	14,174,605
装置	260,841,299	未払金	12,118,015
書等	1,185,823,129	未払消費税	443,748,621
等有形固定資産合計	11,253,152,033	流動負債合計	12,045,447
(2) 無形固定資産		負債合計	482,086,688
ソフトウェア	13,182,961		
電話加入権	4,209,076	資本の部	
無形固定資産合計	17,392,037	1 資本金	2,354,349,964
固定資産合計	11,270,544,070	地方公共団体出資金	
2 流動資産		資本	12,091,632,943
現金及び預金	968,481,844	固定負債	12,091,632,943
未収入金	281,439		
たな卸資産	3,021,931	2 資本剰余金	
流動資産合計	971,785,214	資本剰余金	6,096,000
		損益外減価償却累計額	△ 2,507,115,086
		資本剰余金合計	△ 2,501,019,086
		3 利益剰余金	
		当期未処分利益	297,365,463
		利益剰余金合計	297,365,463
		資本合計	9,887,979,320
資産合計	12,242,329,284	負債及び資本合計	12,242,329,284



2 損益計算書

自 平成19年 4月 1日  
至 平成20年 3月31日

(76単位：円)

費用の部		収益の部	
科	目	金額	科 目
経常費用	業務費	536,933,810	經常収益
業 務	教育費	294,663,217	運 營 費 交 付 金 収 益
教 育	研究費	44,560,628	授 入 料 収 益
教 育	研究費	58,922,417	検 査 料 収 益
教 育	研究費	31,647,600	受 託 研 究 等 収 益
教 育	研究費	1,761,107,500	寄 附 金 収 益
教 育	研究費	359,395,753	補 助 金 等 収 益
教 育	研究費	217,286,493	資 産 見 返 負 債 戻 入 益
教 育	研究費	3,304,517,418	財 務 収 益
教 育	研究費		雜 収 益
教 育	研究費		經 常 収 益 合 計
臨時損失		340,311,245	臨時利益
当期総利益		297,365,463	
合 計	合 計	3,942,194,126	合 計
			3,942,194,126

平成20年度公立大学法人岡山県立大学事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県立大学事業	<p>1 大学の教育研究等の質の向上</p> <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学士教育では、学士課程カリキュラムの見直し・再編を継続的にを行い、多様化する現代社会の変化や要請に応えうる人材の育成を図る。</li> <li>・ 大学院教育では、専門分野だけでなく、周辺分野の知識も十分に付けられるよう教育指導を行う。</li> <li>・ 全学教育カリキュラム編成区分（7つのカテゴリー）の1つである「健康の維持・増進」の充実を図るため「健康・スポーツ推進センター」を設置する。</li> </ul> <p>【学生への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャンパスマナーセミナーとの懇談会を適宜開催し、学生意見を把握しながら、学生生活等への支援に反映させる。</li> <li>・ インターシッピング推進会議を核とし、学生への制度の啓発・奨励に努めるとともに、企業・団体のインターシッピング情報を広く提供する。</li> </ul> <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「領域・研究プロジェクト」の推進、活性化を図るため、若手教員の参加を促す。また、採択された研究プロジェクトには、「地域貢献特別研究費」による優先的な予算配分を行う。</li> </ul> <p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動型の情報発信基地（アクティブキャンパス）を広くPRし、その活動を定着させる。</li> <li>・ 教員が企業等を訪問し、研究内容の紹介や技術相談等を行うアクティブ・ラボ（出前研究室）の充実に努める。</li> </ul> <p>【国際交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内蒙古大学芸術学院との学術交流協定の締結を目指す。</li> </ul> <p>2 業務運営の改善及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内を競争と協働の場と位置づけ、各教員が競争意識を持って教育研究活動に取り組むとともに、専門分野の協働作業を促進させる戦略を浸透させる体制を整える。</li> <li>・ 教員の個人評価調査書の評価及びその結果のフィードバック法を検討する。</li> </ul> <p>3 財務内容の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会活動委員会において、外部研究資金に関する情報の共有や資金獲得の仕組み・戦略を討議し、全体としての採択率向上を目指すとともに、一般寄付金の募集について検討する。</li> </ul> <p>4 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21年度受審予定の認証評価に備えて、外部評価を実施する。</li> <li>・ H19年度版の教育年報、社会貢献年報等を基に、役員会等で自己点検・評価を行う。</li> </ul> <p>5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員を対象に人権等に関する研修会を実施する。</li> <li>・ 人権侵害と疑念を持たれようなら行為の防止策、対処法に取り組む。</li> </ul>	3,562,204

平成20年度公立大学法人岡山県立大学収支予算書

(単位：千円)

支 出 の 部		収 入 の 部						
		科 目	予 算 額		増△減			
			20年度	19年度				
教育研究経費	861,894	802,237	59,657	△	2,446,889	2,503,870	△	56,981
教育経費	529,105	457,726	71,379					
研究経費	277,493	288,998	△ 11,505		1,050,315	1,023,489		26,826
教育研究支援経費	55,296	55,513	△ 217		857,028	815,325		41,703
人件費	2,217,121	2,384,741	△ 167,620		101,332	114,755	△	13,423
役員人件費	32,143	36,080	△ 3,937		36,622	46,762	△	10,140
教員人件費	1,811,856	1,960,733	△ 148,877		55,333	46,647		8,686
職員人件費	373,122	387,928	△ 14,806		65,000	65,000		0
一般管理費	418,189	340,381	77,808					
受託研究等経費及び 寄附金事業費等	65,000	65,000	0					
合 計	3,562,204	3,592,359	△ 30,155		3,562,204	3,592,359	△	30,155

経営状況等の概況

団体の基本情報 (H20.4.1現在)	
名称	公立大学法人岡山県立大学
代表者	理事長 三宮 信夫
基本財産	12,091,633千円 うち県出資金 100%
役員	7人 職員 379人 決算時期 3月
設立目的	この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、他の教育研究機関及び地域社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係を重視する実学を教授するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって学術文化の進展及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。
主な事業	(1) 県立大学を設置し、これを運営すること。 (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 (5) 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

経営実績と財産の状況 (単位：千円)											
	H15	H16	H17	H18	H19	H20 (予算)					
当期収入	/										
うち県支出金 B											
県支出金の割合 (B/A)											
当期支出 C											
当期収支差額 (A-C)	/										
総資産 D											
主なもの											
現金預金											
総負債 E	/										
うち運営費交付金債務等											
正味財産 F=D-E											
出資財産等 G											
内部留保等 (F-G)	/										
経営実績と財産の状況についての評価											
県立大学が、法人化のメリットを活かし、これまで培ってきた成果のもと特色・強みを打ち出している状況が十分見受けられたことから、業務の実績における中期計画の進捗は概ね順調と評価できる。											
							12,242,329	9,595,138	968,482	2,354,350	192,050
	297,365	3,644,829	58.6%	3,562,204	3,942,194	3,562,204					
	0	2,311,820		2,446,889	2,311,820	2,446,889					
					210,828						

岡山県からの支出の状況 (単位：千円)						
	H15	H16	H17	H18	H19	H20 (予算)
県支出金 (再掲)	/					
内						
訳						
その他						
運営費交付金	2,714,698					
学術振興基金造成補助金	2,503,870					
長期貸付金 (年度末残高)						
損失補償限度額						
損失補償契約に係る債務残高						
債務保証限度額						
債務保証契約に係る債務残高						

役員員の状況						
	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総数	/					
常勤						
うち県派遣職員						
非常勤						
うち県職員	7	4	0	3	0	0
総数	392	198	35	194	379	197
常勤	198	35	33	182	197	182
うち県派遣職員						
非常勤						